

## 【提案書】児童のトイレの使用と清掃の課題への対処基本方針について

企画 令和6年1月16日

職会 同1月19日

校長 榊 正文

特別活動部清掃指導担当

### 1. 案件概要：

今年度特に問題が顕著になった児童のトイレの使用と清掃の課題について、改善に向かうための基本的な対処方針を策定する。対処方針決定後は、清掃指導担当によって今年度中に下記①～⑤の詳細を立案し、決定する。

方針の骨子は次のとおりである。

- ① 日々の使用法の指導について
- ② 清掃班の編成と指導について
- ③ 小林製薬との連携について
- ④ 保護者トイレボランティア等との連携について
- ⑤ その他

### 2. これまでの経緯及び提案理由：

1 学期から、トイレの衛生不良により排便を我慢、おもらしなど、児童の心身の健康が脅かされることが顕著になり、その状況の改善が課題になった。(問題は、特に男子トイレにおいて顕著であるが、女子にも存在する)

1 学期に発足した保護者ボランティアが夏休みに集中清掃を行うとともに、1, 2 学期に清掃に入ったこと、またそれによってわかった使用の課題を啓発動画にして児童に視聴させたことなどにより、児童・教職員ともに衛生と清掃への意識が高まり、一時期よりは衛生状況は改善している(特に、中校舎1・2年、3・6年)。

他方、衛生状況の改善は見られるものの、南校舎2階トイレにおいては、流す前の便に手袋を突っ込んだものなどのいたずらが散見されるとともに、便座を上げずに立ったまま小便をするなどひどく汚す事例は止む気配がない。

上記のうちいたずらは使用と清掃の課題とは別の生活指導案件と考えるが、ここで今年度～来年度以降にかけての対処基本方針を策定し、児童・教職員全体の意識と行動の底上げを行う。基

本方針にそった改善に資する仕組みを構築・実行することで、児童の健康に直結するトイレの衛生状況の改善に学校挙げての取り組む。

### 3. 具体の事項：

骨子にそった各項目の概要は次のとおりである。

#### ① 日々の使用（法）の指導の改善について

日々のトイレの使用の指導を徹底とは、学校全体で統一しふれずに行う指導である。

一つ目の例は、トイレは原則休み時間にいくというような指導である。（教師や他の児童の目が少ない時に汚す事案が起りやすい。）

二つ目には、年度当初に各学年でトイレボランティア作成のビデオで「具体的に」指導することが考えられる。特に 1、2 年については、必要に応じてトイレ内で実物を見ながら少人数指導をする、というような指導である。

三つ目には、学年問わずトイレの衛生に課題があれば随時何度でも指導する。おさまらなければ毎日指導することも辞さないというような指導が考えられる。

#### ② 清掃の（班）再編成と指導について

そうじ当番を縦割り班の仕組みと指導の強化によって行う。（自分がそうじをしないので汚すことをなんとも思わない、という指摘が保護者からある）

一つ目の例は、5、6 年生のトイレ班と 1～4 年もセットで掃除する仕組みである。

二つ目には、5、6 年生のトイレ班の人数を現在よりも増やし、下級生の指導を行うとともに日々のやり残しが無いようにする。（例えば、多目的トイレが置きざりになりがちである。トイレは他の清掃よりも優先度の高い仕事である）

三つ目には、教師による指導の頻度を（月曜日と金曜日など）週 2 回以上に増やすとともに、チェックシートによって指導漏れを防ぎ（指導の質を上げる）、清掃状態を可視化することである

#### ③ 小林製薬との連携について

上記を効果的に行うために、「トイレ快適教室」と「トイレモンスターズ」プロジェクトを取り入れる。

児童向け教材「トイレ快適教室」を使った 45 分間※1 の授業と、楽しいトイレ清掃の仕掛け「トイレモンスターズ」を導入し、児童が臭いのもととなる汚れの原因を楽しく学びつつ正

しい清掃の仕方を身につける。一過性でなく長期的にモチベーションを保ちながら清掃を続けることを狙う。

また、トイレをきれいにすることも学習に位置付け、「仕掛け学」※の発想を用いて「つい行動したくなり、その結果ちゃんとできている」状態をめざす。(大阪大学大学院松村真宏教授の監修)

※1 時間と規模など授業の設定は柔軟に行うことができる。

※2 ついついやってしまうことで、本来の目的を達成してしまう試み。

#### ④ 保護者トイレボランティア等との連携について

上記の取り組みが成功するまでの間、衛生状態を改善・維持するためには、保護者トイレボランティア等の協力が欠かせない。保護者は、自分の子どもの健康状態を心配するがゆえに参加していることが多い。その保護者の声に敏感に、しっかりと連携していく。

#### ⑤その他

### 4. 実現における課題：

生活指導上の課題の有無にかかわらず、全教職員が当事者意識をもって、学校全体で統一し、いぶれずに具体的な行動をすることが求められる。この課題を、学校における最優先事項のひとつとして取り組む覚悟が必要である。

### 5. 検討期限と開始時期：

1月企画会議での決定後すみやかに詳細案を策定し、2月企画会議で決定する。

全学年の縦割り清掃の仕組みは、遅くとも令和6年度当初から開始する。

(ただし、1年生の参加は別途適切な時期に開始する)